

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
沼端三一六番六地先まで 八番六地先から同郡同町大字国納字 南埼玉郡宮代町大字国納字沼端三一		区 間
九・五四〇 一五・四二	七・三〇〇 七・三八	敷地の幅員 (メートル)
二五・二八		延長 (メートル)
		備 考